

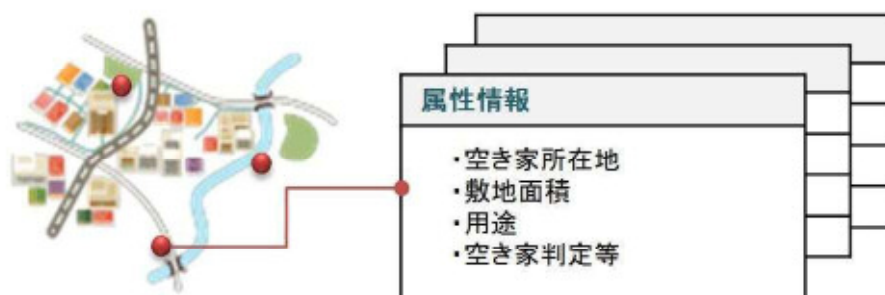
## 第5章 空き家等管理データベース

### 1. データベース整備の位置付け

特措法では、施策のひとつとして、市町村が空き家に関するデータベースの整備を行うという努力義務が定められました。奈良市においても、本調査結果を活用し、空き家データを管理していくためのデータベースを整備しました。

本調査で構築したデータベースは、奈良市統合型 GIS（Geographic Information System：地理情報システム）と連携させることで、空き家データを地図上で管理していきます。

図5. 1 空き家等管理データベースのイメージ



### 2. 空き家等管理データベースの活用

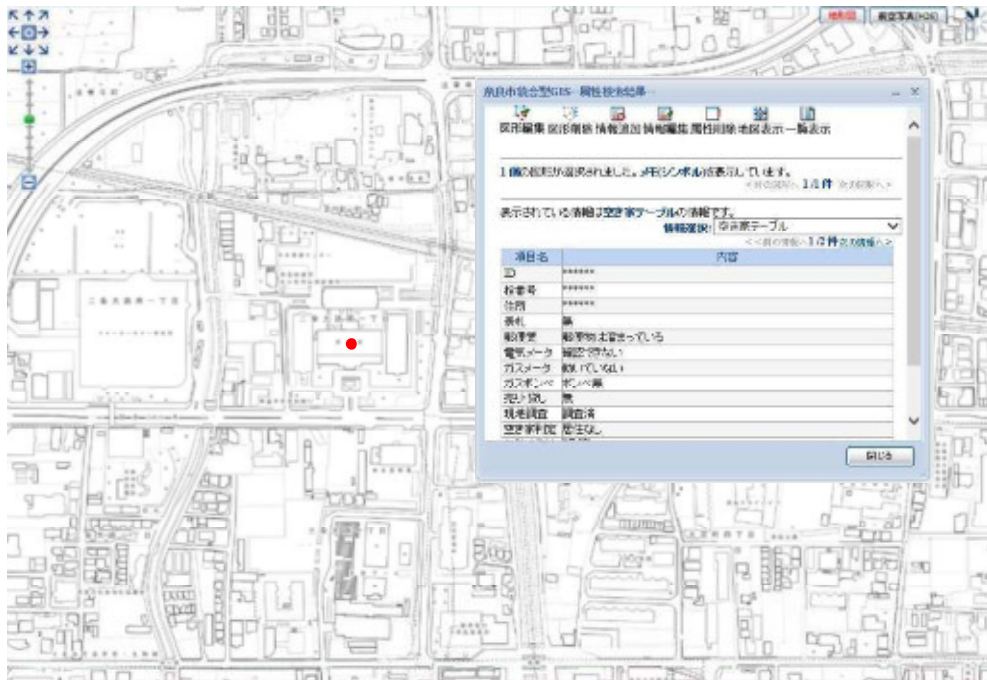
空き家等管理データベースは、実態調査によって得られた調査結果や市民等から寄せられた情報を一元管理するために構築されたもので、今後は市内の空き家等の適正管理及び活用の促進等の施策を円滑に行うために活用します。

#### (1) 空き家等の適正管理の促進

空き家化の予防・発生抑制、空き家の適正管理を行うために、空き家データに対して、所在地や所有者、総合評価等の属性情報を紐付けし、各々の空き家データの状態を把握できるようにしました。また、市民から相談を受けた空き家等についても、相談日や相談者、相談内容等の属性情報を入力することで、状態管理ができるようなデータベースとしました。

既に空き家等となっている建物については、所有者等により適切に管理され、管理不全な空き家となることを未然に防ぐ必要があります。所有者への適正な情報周知、地域からの問い合わせ等への対応、必要に応じた追加調査等の情報を一元管理することにより、適正な空き家管理を促進するための情報として活用を図ります。

図5. 2 空き家等管理データベースの画面イメージ



## (2) 空き家等利活用の促進

奈良市では「奈良市空き家・ならまち町家バンク」を設立し、空き家等の利活用を促進するための取り組みを進めていますが、本調査で整備した空き家データに対しても奈良市統合型GISを使用して「奈良市空き家・ならまち町家バンク」の登録状態や登録番号、登録年月日等を登録できるようにしました。本データを使用して、「奈良市空き家・ならまち町家バンク」との連携を図り、空き家等の利活用を推進していきます。